

インターネット接続サービス契約約款

内容

第1章 総則	3
（約款の適用）	3
（用語の定義）	3
（通知）	3
（契約約款の変更）	3
（合意管轄）	3
（準拠法）	4
（協議）	4
第2章 インターネット接続サービス契約の締結等	4
（利用契約の単位）	4
（利用の申し込み）	4
（承諾）	4
（契約者の地位の承継）	4
（契約者の名称等の変更）	5
（利用契約の変更）	5
（契約者からの解約）	5
（当社からの解約）	5
（権利の譲渡制限）	5
（設備の設置・維持管理及びネットワーク設備への接続）	5
第3章 サービス	6
（サービスの種類と内容）	6
（サービスの提供区域）	6
（技術的事項）	6
（本サービスの休廃止）	6
第4章 利用料金	6
（本サービスの利用料金、算定方法等）	6
（利用料金の支払義務）	6
（利用料金の支払方法）	6
（遅延利息）	7
第5章 契約者の義務等	7
（アカウント及びパスワード）	7
（自己責任の原則）	7
（禁止事項）	7
（契約者の関係者による利用）	8
第6章 当社の義務等	8
（当社の維持責任）	8
（インターネット接続サービス用設備等の障害等）	8
（通信の秘密の保護）	9

(個人情報等の保護)	9
第7章 利用の制限、中止及び停止、利用内容の変更	11
(利用の制限)	11
(保守等によるサービスの中止)	11
(情報等の削除等)	11
(利用の停止)	11
(利用内容の変更)	12
第8章 損害賠償等	12
(損害賠償の制限)	12
(免責)	12
(児童ポルノ画像のブロッキング)	13
別表1 届出書類一覧表	14
別表2 ユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧	15

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第101条 当社は、この契約約款に基づき、インターネット接続サービスを提供します。

(用語の定義)

第102条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) インターネット接続サービス	この契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス
(2) 契約者	この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者
(3) 利用契約	この契約約款に基づき当社と契約者との間に締結されるインターネット接続サービス及び付帯サービスの提供に関する契約
(4) 契約者設備	当社のインターネット接続サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(5) インターネット接続サービス用設備	当社がインターネット接続サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(6) インターネット接続サービス用設備等	インターネット接続サービス用設備及びインターネット接続サービスを提供するために当社が他の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
(7) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(8) アカウント	パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(9) パスワード	アカウントと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第103条 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとしします。

(契約約款の変更)

第104条 当社は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとしします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、事前に変更後の契約約款の内容を契約者に通知するものとしします。

(合意管轄)

第105条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所としします。

(準拠法)

第106条 この契約約款（この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。）に関する準拠法は、日本法とします。

(協議)

第107条 この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

第2章 インターネット接続サービス契約の締結等

(利用契約の単位)

第200条 利用契約は、別表のユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧に規定するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）の種類ごとに締結されるものとします。

(利用の申し込み)

第201条 本サービスの利用の申し込みは、次の各号のいずれかにより行うものとします。

- (1) 申込者が、必要事項を記入した当社所定のユニバーサル・ブロードサービス申込書を当社に提出すること。
- (2) 申込者が、オンラインサインアップで当社所定の手続きにしたがって行うこと。

(承諾)

第202条 利用契約は、前条（利用の申し込み）に定めるいずれかの方法による申し込みに対し、当社からアカウント登録証にて受理の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。
- (2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定されるとき。
- (3) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。
- (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人の何れかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。
- (5) 申込者が、申し込み以前に、本サービスその他、当社が提供する各種サービスに関する利用契約が当社によって解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。
- (6) 事業譲渡、会社分割等により当社が他社から譲り受けたプロバイダの契約者について、当社が譲り受ける以前にプロバイダ側から解約をされたことがある場合
- (7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。
- (8) 申込者が利用料金等の支払方法に口座振替決済を希望する場合に、当社が別途指定する集金代行業者の手続きを完了していない時。
- (9) その他、会員として不適切または当社サービスの提供に支障があると弊社が判断をした場合。

(契約者の地位の承継)

第203条 相続または法人の合併もしくは会社分割により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から30日以内に「契約者名変更届」を当社に提出するものとします。2. 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) 株式会社から持分会社へ、または持分会社から株式会社への組織変更
- (3) 契約者である法人の事業の譲渡による別法人への変更
- (4) 契約者である任意団体の代表者の変更
- (5) その他前各号に類する変更

(契約者の名称等の変更)

第204条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは預金口座を変更したときは、変更があった日から30日以内に当社所定の手続きにより当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までに当社に提出するものとします。

(利用契約の変更)

第205条 契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続きにより、当社に変更を申し出るものとし、アカウント登録証による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第202条（承諾）各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

(契約者からの解約)

第206条 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の退会届を毎月20日までに届け出る事としその月の末日で退会とします。解約につきましては郵送の場合、消印の日付、FAXの場合はFAXの送信日付をもって当社の受理日といたします。当社は速やかにその契約者のインターネット接続サービスの停止、アカウント、ファイルおよびメールの削除を行うものとします。ただし、第202条で定める通り、利用契約の申込取消を行った場合はこの限りではありません。

(当社からの解約)

第207条 当社は、第704条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第202条（承諾）の第1号、第2号、第4号、第5号もしくは第9号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第704条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(権利の譲渡制限)

第208条 この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(設備の設置・維持管理及びネットワーク設備への接続)

第209条 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、他の電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のネットワーク設備に接続するものとします。
3. 当社は、契約者が前第2項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負

わないものとしします。

第3章 サービス

(サービスの種類と内容)

第301条 本サービスの種類及びその内容は、別表のユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧に規定するところによります。

(サービスの提供区域)

第302条 本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、日本国内に限ります。

(技術的事項)

第303条 本サービスにおける基本的な技術事項は、別表のユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧通りとします。

(本サービスの休廃止)

第304条 当社は、契約者の同意なしに当社の都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に休廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなる本サービスの内容、休廃止される期日及び休止の場合には休止予定期間を契約者に1か月前までに通知します。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第401条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別表のユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第402条 契約者は、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。また、入会・退会月についての利用料金の日割り計算は行っておりません。

2. 前項の期間において、第702条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。ただし、定額制による本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が生じたことを知ったときから、連続して24時間以上となる場合、本サービスの利用ができなかった期間に対応する利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。なお、この場合の料金の計算方法は、第801条（損害賠償の制限）によるものとしします。

3. 第704条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

4. 本サービスには当社が別に定めるところにより最低利用期間があります。最低利用期間内に解約又は他のプランへの変更があった場合、会員は当社が定める期日までに当社が別に定める違約金を一括して支払うものとしします。違約金に関しては違約金一覧表 (<http://u-broad.jp/support/faq/service-outline/price/000323.html>) または、当社のホームページ上の記載に定める通りとします。

(利用料金の支払方法)

第403条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払

うものとしてします。

- (1) クレジットカード決済方式の場合、契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の会員規約に基づき契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとしてします。
 - (2) 口座振替決済方式の場合、契約者は、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとしてします。
 - (3) 銀行振込決済方式の場合、契約者は、当社からの請求書にしたがい当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関に支払うものとしてします。支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担としてします。
 - (4) 払込票による支払方式の場合、契約者は、当社からの払込票にしたがい当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとしてします。
2. 契約者と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとしてします。

(遅延利息)

第404条 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を、第403（利用料金の支払方法）条によって定まる支払期日が過ぎててもなお履行しない場合、契約者は、その支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとしてします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担としてします。

第5章 契約者の義務等

(アカウント及びパスワード)

第501条 契約者は、アカウントを第三者に貸したり、第三者と共有したりしないものとしてします。

2. 契約者は、アカウントに対応するパスワードを第三者に開示しないととも、第三者に漏洩することのないよう管理するものとしてします。
3. 契約者は、契約者のアカウント及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりアカウントまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。
4. 契約者は、アカウントおよびパスワードの盗難または失念のあった場合、またはアカウントおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとしてします。

(自己責任の原則)

第502条 契約者は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとしてします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

第503条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとしてします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
- (13) 違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (14) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (17) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を掲載すること。または、不特定の者をして、これらの情報をウェブページに掲載等させること。もしくは、これらの行為を助長する行為
- (18) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（契約者の関係者による利用）

- 第504条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。
2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第503条（禁止事項）の各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

第6章 当社の義務等

（当社の維持責任）

- 第601条 当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

（インターネット接続サービス用設備等の障害等）

- 第602条 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎりすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにインターネット接続サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、インターネット接続サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

（通信の秘密の保護）

第603条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が第503条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

（個人情報等の保護）

第604条 契約者は、第201条（利用の申込）の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供するものとします。また、契約者の個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合はサービスのご提供は行えません。当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます。）を契約者本人から直接取得し、または契約者以外の者から間接的に取得した場合には、必要な期間中これを保存し以下の目的のみ利用いたします。

- ・ 電気通信サービス及び電気通信サービスに関連するサービスをお客様へ提供するため。
 - ・ 本人確認、料金等の計算、料金等の請求、与信管理、問い合わせへの対応、各種申込みの受付、お客様への通知
 - ・ お客さまとの間のご契約内容を適切に管理するため
 - ・ 弊社のサービスのご紹介、その他のお知らせなどを電子メールもしくは郵便等により送付し、または電話などにより連絡するため
 - ・ 弊社サービスの維持向上の目的で、アンケート調査、および分析を行うためなお、お客様への決済や請求書や領収書の発送やサービスのご案内の目的で個人情報の取り扱いを決済代行会社、発送代行業者、サービス取次業者に委託することができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
 3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第1項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。
 4. 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならない時は、当該情報を消去しないことができるものとします。
 5. 当社では、個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等の求めに関して、本人またはその代理人からの「利用目的の通知」「開示」「訂正等」「利用停止等」「第三者提供停止」の求めを郵送にて承っております。

【開示等に必要な申請書類】

1. 下記の申請書のうち、必要なもの

- ・保有個人データ利用目的通知申請書
- ・保有個人データ開示申請書
- ・保有個人データ訂正等申請書
- ・保有個人データ利用停止等、第三者提供停止申請書

2. 本人確認および、代理人本人確認の書類

ご本人様からのお申し込みであることを確認するため、下記の書類をお送り下さい。

1. 個人契約の場合

申請書に記載されたご本人様の住所が正しいことを確認できる公的証明書のコピーを同封してください。

2. 法人契約の場合

申請者と契約いただいている法人の関係の分かる勤務証明書、在籍証明書のコピーを同封してください。

3. 代理人が手続きを行う場合

下記の書類のうち該当するもののすべてを同封してください。

(1) 親権者（または未成年被後見人）の場合

本人の住所・本籍を確認できる公的証明書のコピー

戸籍謄本(全部事項証明)1通のコピー（本人と代理人の関係がわかるもの）

代理人の住所・本籍を確認できる公的証明書のコピー

(2) 成年後見人(成年被後見人の法定代理人)の場合

本人の住所を確認できる公的証明書のコピー

「登記事項証明書」1通のコピー(本人の法定代理人であることがわかるもの)

代理人の住所を確認できる公的証明書のコピー

(3) 委任状による代理人の場合

本人の印鑑証明書のコピー

委任状(本人の印鑑証明書で使用している印鑑を捺印したもの)

代理人の住所を確認できる公的証明書のコピー(弁護士の場合は登録番号でも可)

※公的証明書とは、運転免許証、健康保険被保険者証・年金手帳等、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、外国人登録原票の写しなどを指します。

【書類の送付先と問い合わせ窓口】

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目1番9 ニューシティアリーナタワー13階

株式会社イージェーワークス PS 開発部部长

E-mail :privacy@ejworks.com

【手数料について】

保有個人データの利用目的の通知、開示につきましては、下記の金額の切手もしくは郵便為替を同封してください。

■申請1件あたり 800円(税込)

また、内容により、作業工数が多い場合は作業量に応じた手数料をいただく場合がございます。その場合は事前に手数料を見積もり、ご連絡いたします。

【注意事項】

郵送途中の書類の紛失、事故による未着につきましては、弊社では責任を負いかねます。

必要事項を全てご記入下さい。書類に不備がある場合は、返送させていただく場合があります。

個人情報保護法の例外規定にあたる場合など、開示等の求めにお答えできない場合があります。

開示等の求めにともない収集した個人情報、開示等の求めの必要な範囲のみで取扱うものとします。

提出していただいた書面は弊社で適切に廃棄いたします。

内容により、お時間をいただく場合もございます。

「訂正等」「利用停止等」「第三者提供停止」の結果、該当するサービスがご利用いただけなくなる場合があります。ご了承下さい。

第7章 利用の制限、中止及び停止、利用内容の変更

(利用の制限)

第701条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
3. 本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

(保守等によるサービスの中止)

第702条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社のインターネット接続サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2) インターネット接続サービス用設備等を構成する電気通信回線を提供する他の電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (3) 第701条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行なっている場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(情報等の削除等)

第703条 当社は、契約者による本サービスの利用が第503条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせで講ずることがあります。

- (1) 第503条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5) 第704条（利用の停止）に基づき本サービスの利用を停止します。
- (6) 第207条（当社からの解約）に基づき利用契約を解約します。
2. 前項の措置は第502条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(利用の停止)

第704条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用が第503条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、前条（情報の削除等）第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (4) その他、会員として不適切または当社サービスの提供に支障があると弊社が判断をした場合。
- (5) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用内容の変更）

第705条 当社の都合により次の内容が変更になる場合があります。契約者が変更に伴って被った損害については、賠償の責任を負わないものとします。

- (1) Eメールアドレス
- (2) アカウント（接続アカウント、Eメールアカウント、コントロールパネルなど）
- (3) パスワード（接続アカウント、Eメールアカウント、コントロールパネルなど）
- (4) IP電話の番号
- (5) サービス提供を行う機器の接続先（メールサーバー、DNS、FTPサーバー、認証サーバー）
- (6) 固定IPのアドレス

第8章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第801条 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2. インターネット接続サービス用設備等にかかる他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
3. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社が受領する損害賠償額を超えるときは各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。
4. 本条による損害賠償の制限は、利用不能が当社の不法行為（当社、当社の代表者もしくは当社の従業員による故意または重大な過失による場合をいいます。）により生じた場合には、適用されないものとします。

（免責）

第802条 当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りで

はありません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

(児童ポルノ画像のブロック)

第803条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

付則 この契約約款は、2010年4月1日より有効となります。

2016年6月11日改定。

2016年10月12日改定。

別表1届出書類一覧表

2010年4月1日更新

株式会社イージェーワークス ユニバーサル・ブロードご利用の際の契約者からの届け出書類は以下の通りとなっております。

- ・ユニバーサル・ブロードサービス新規申込書
- ・ユニバーサル・ブロードメールアカウントオプション追加・解約申込書
- ・ユニバーサル・ブロードオプション追加・解約申込書
- ・ユニバーサル・ブロードユーザーホームページ追加・解約申込書
- ・ユニバーサル・ブロードクレジットカード支払申込書
- ・ユニバーサル・ブロード登録内容・支払方法変更
- ・ユニバーサル・ブロード接続サービス・タイプ変更届
- ・ユニバーサル・ブロード移転申込書
- ・ユニバーサル・ブロード退会届

別表 2 ユニバーサル・ブロードサービス・料金一覧

2013年2月26日更新 株式会社イージェーワークス

			U-Broad 47Mbps	U-Broad 12Mbps	U-Broad 10Mbps	U-Broad ReachDSL	U-Broad 無線 LAN	フレッツ・ ISDN	
基本サービス	初期費用合計 (NTT DSL 契約料など)		¥840 (※1)	¥840 (※1)	¥840 (※1)	¥840 (※1)	¥15,750~ (※2)	無料 (※7)	
	ISP 加入料金		無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	月額費用		¥4,200 (※3)	¥3,780 (※3)	¥3,990 (※3)	¥3,885 (※3)	¥3,990	¥1,575 (※7)	
	回線速度 (ベストエフォート)	下り (受信)		47Mbps	12Mbps	10Mbps	2.2Mbps	54Mbps	64Kbps
		上り (送信)		3Mbps	1Mbps	1Mbps	2.2Mbps	54Mbps	64Kbps
	メール	基本メールアドレス (1 個)		●	●	●	●	●	●
		追加メールアドレス		合計 5 個 まで 無料	合計 5 個 まで 無料	合計 5 個 まで 無料	合計 5 個 まで 無料	合計 5 個 まで 無料	合計 5 個 まで 無料
		メール BOX 容量			1G	1G	1G	1G	1G
		メール送受信容量			50M	50M	50M	50M	50M
		メール保存期間			90 日	90 日	90 日	90 日	90 日
転送先			100 件	100 件	100 件	100 件	100 件		
メールウィルスチェック 対象：全メールアドレス			●	●	●	●	●		
ホームページ	CGI 利用		標準 CGI	標準 CGI	標準 CGI	標準 CGI	標準 CGI	標準 CGI	
	基本ホームページアド レス (1URL)		●	●	●	●	●	●	
	ホームページ容量			100MB	100MB	100MB	100MB	100MB	
追加メールアドレス (追加無制限)	6 個目~ (5 個までは 無料)	月額費用	¥262	¥262	¥262	¥262	¥262	¥262	
ダイヤルアップ	1ID	月額費用	¥315	¥315	¥315	¥315	¥315	¥315	
有害サイトフィルタ	1ID	月額費用	¥315	¥315	¥315	¥315	¥315	¥315	
マカフィー・セキュリティサー ビス	PC3 台まで	月額費用	¥525	¥525	¥525	¥525	¥525	¥525	
迷惑メールチェックサービス	1ID	月額費用	¥210	¥210	¥210	¥210	¥210	¥210	
マカフィー・オンラインバック アップ	1ID	月額費用	¥735	¥735	¥735	¥735	¥735	¥735	
インターネット・サギウォール	1ID	月額費用	¥262	¥262	¥262	¥262	¥262	¥262	

		年額費用	¥2,940	¥2,940	¥2,940	¥2,940	¥2,940	¥2,940
IP-Members (※4)	1 台拠点	初期費用 (※5)	¥47,250	¥47,250	-	-	-	-
		月額費用 (※6)	¥5,040	¥5,040	-	-	-	-

- ※1. 表記の初期費用合計は税込料金です。別途発生いたします NTT 局内工事費用¥3,202 (税込) については、NTT 東日本・NTT 西日本よりお客さまに直接請求されます (U-Broad 無線 LAN コースには NTT 局内工事が発生いたしませんので、予めご了承ください)。
- ※2. U-Broad 無線 LAN コースの初期費用は、工事を施工する関西ブロードバンド株式会社よりお客様に直接請求されます。ご契約者宅の受信端末設置条件によって、表記の¥15,000 を越える初期費用がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
- ※3. 表記の月額利用料はタイプ 1 の場合の税込料金です。タイプ 2 の場合は表記のタイプ 1 月額利用料に 1,500 円 (税抜) が加算されます。(U-Broad 無線 LAN コースにはタイプ 1・タイプ 2 の区別はされませんので、予めご了承ください)。また、ご契約開始月の月額費用は無料となっております。モデムレンタル費用は月額費用に含まれます (U-Broad 無線 LAN コースには受信端末レンタル費用が月額費用に含まれます)。
- ※4. 当該サービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ ピーシーコミュニケーションズが提供する「IP-Members Standard」の再販商品であり、利用にあたっては同社の「利用規約 (IP-Members Standard タイプ)」を適応するものとします。
- ※5. 表記の初期費用には、ルータ初期費用/現地調査・ヒアリング費用/オンサイト設置費用/請求端末設定費 (証明書インストール等) を含みます。
- ※6. 表記の月額利用料には、IP-Members の利用料金その他、U-Broad.jp 固定 IP アドレス費用、レセプト電算処理システムへの接続料金も含みます。
- ※7. 上記とは別途、NTT 東日本・NTT 西日本との「フレッツ」アクセスサービスに関する契約および料金が必要となります。詳しくは、NTT 東日本・NTT 西日本のホームページをご覧ください。